



インサイダー取引に対する 当局の取組み

証券取引等監視委員会
事務局次長 萩原 秀紀

インサイダー取引

誰が : 発行会社 ² や公開買付等 ³ の関係者が

- ・発行会社や公開買付者の役職員
- ・発行会社や公開買付者との契約締結者等
- ・これらの者から、直接情報の伝達を受けた者

どんな場合に : 重要事実を知って

- ・決定事実
 - ・発生事実
 - ・決算情報
- (・ その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすようなもの)

いつ : 公表前に

- ・ T D n e t を通じた適時開示
- ・新聞等報道機関 2 社以上 + 12時間ルール
- ・法定開示書類の公衆縦覧

何をしたら : 株式等を売買する

- ・利得の有無は関係なし

1 インサイダー取引に関する詳しいルールは、例えば、「こんぷらくんのインサイダー取引規制Q&A」(東京証券取引所自主規制法人)、「ポイント解説インサイダー取引規制入門」(ジャスダック証券取引所)をご参照ください。

2 金商法第166条第1項：会社関係者によるインサイダー取引

3 金商法第167条第1項：公開買付者等関係者によるインサイダー取引

会社関係者・情報受領者

会社関係者

上場会社等の役職員

帳簿閲覧権を有する株主

法令に基づく権限を有する者(ex. 監督官庁の職員)

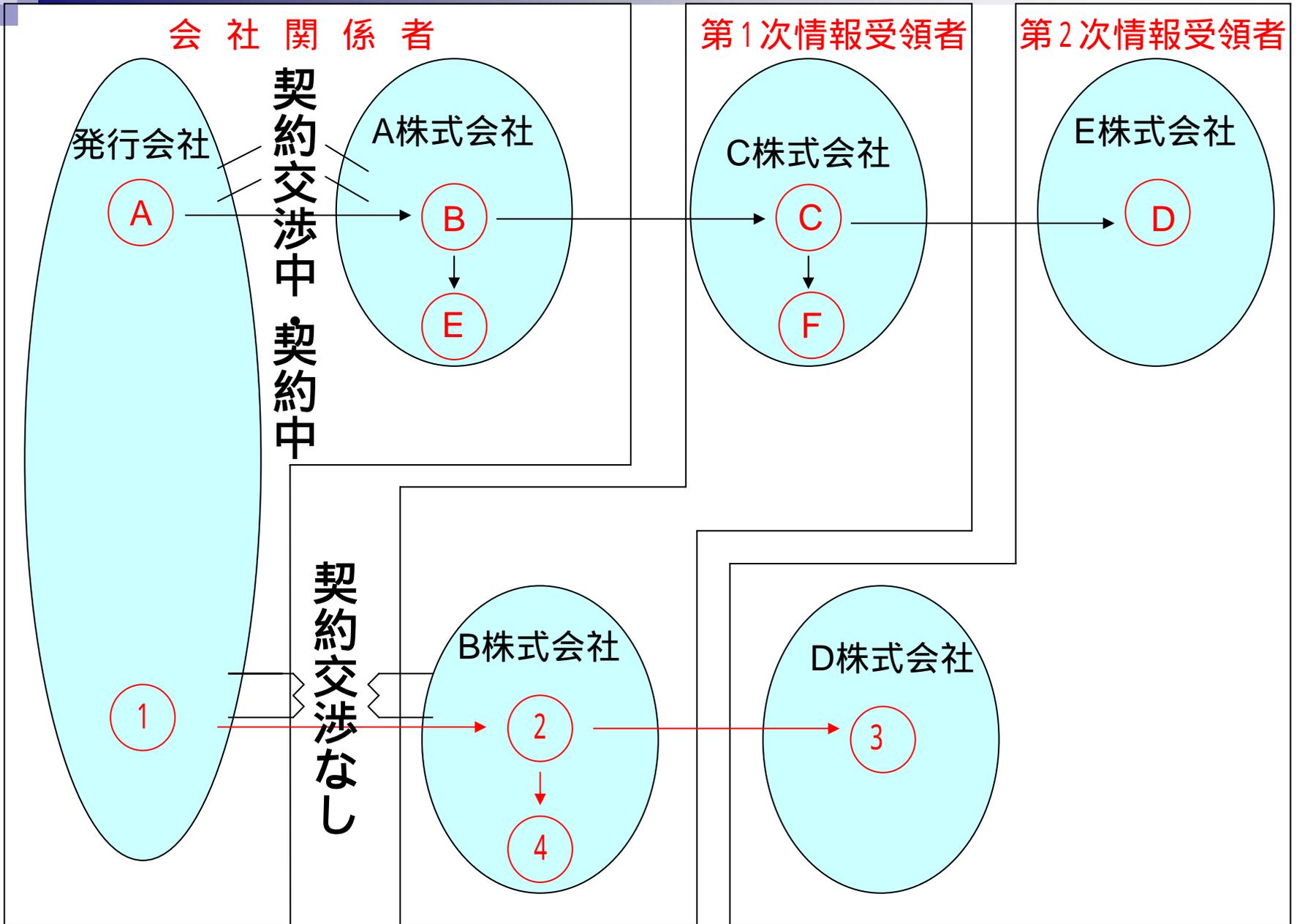
契約締結者、締結交渉中の者(関与する弁護士等も含む)等

元会社関係者(該当しなくなってから1年以内の者)

情報受領者

会社関係者から重要事実の伝達を受けた者(ex. 家族、同僚)

情報受領者から情報を得た者(2次受領者は対象外)



重要事実

決定事実、発生事実
決算情報、バスケット条項

- 投資判断に重要な影響を及ぼす情報
 - 増減資、合併、業務提携、災害等による損害、主要株主異動
- 業績修正、その他投資判断に著しい影響を与える情報 等
- 日常用語の「重要な事実」と同じではない
- 子会社に生じた事実も含まれる
- 重要事実の発生時期に注意！
 - 会社の正式な機関決定（取締役会決議など）よりも相当早い時期に実質的な決定がされたと認定されるのが通常
 - 社内体制の整備もこれを前提に

バスケット条項による告発、勧告事例

金商法166条2項4号

当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- ~ 過年度決算に過誤があった事実の発覚、複数年度にわたる不適切な会計処理の判明
- ~ 払込金の払込みがされず新株の失権が確実になったこと

インサイダー取引違反の効果

違反者には、

刑事罰 : 5年以下懲役、500万円以下罰金

課徴金 : 利得相当額(法定の計算方法による)

世間相場

違反者所属企業は(～場合によっては情報伝達者所属企業も)、

企業としての信用が損なわれる。

業績の低下等の深刻な事態につながることも・・・

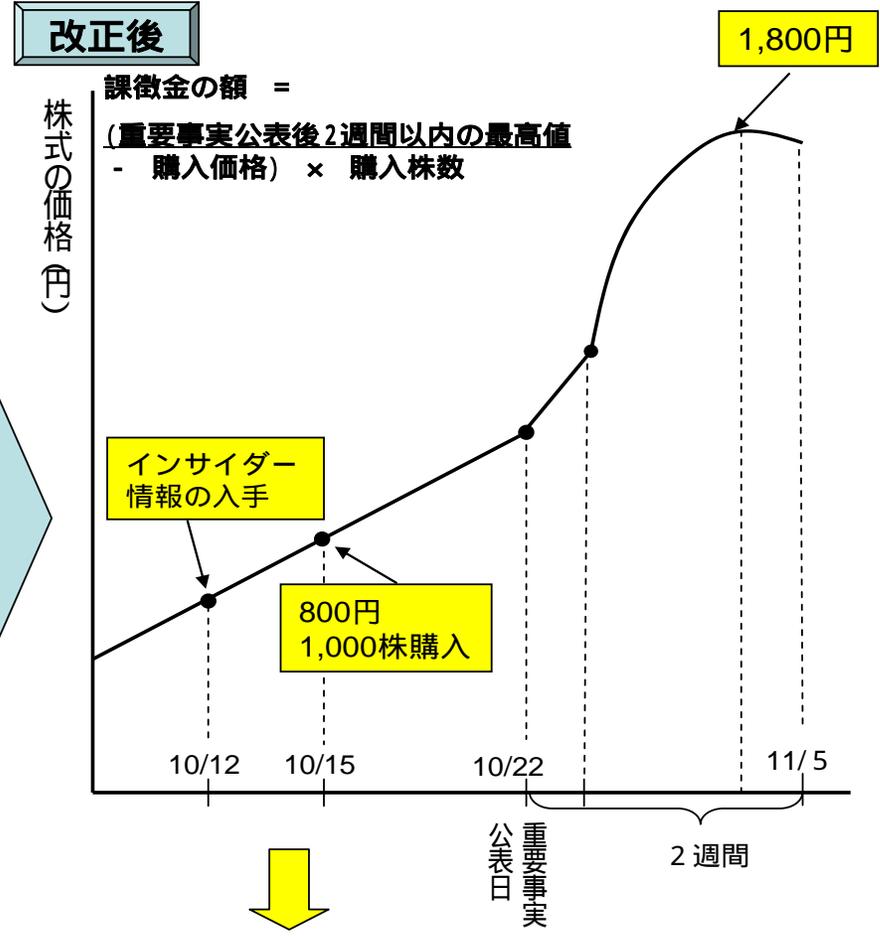
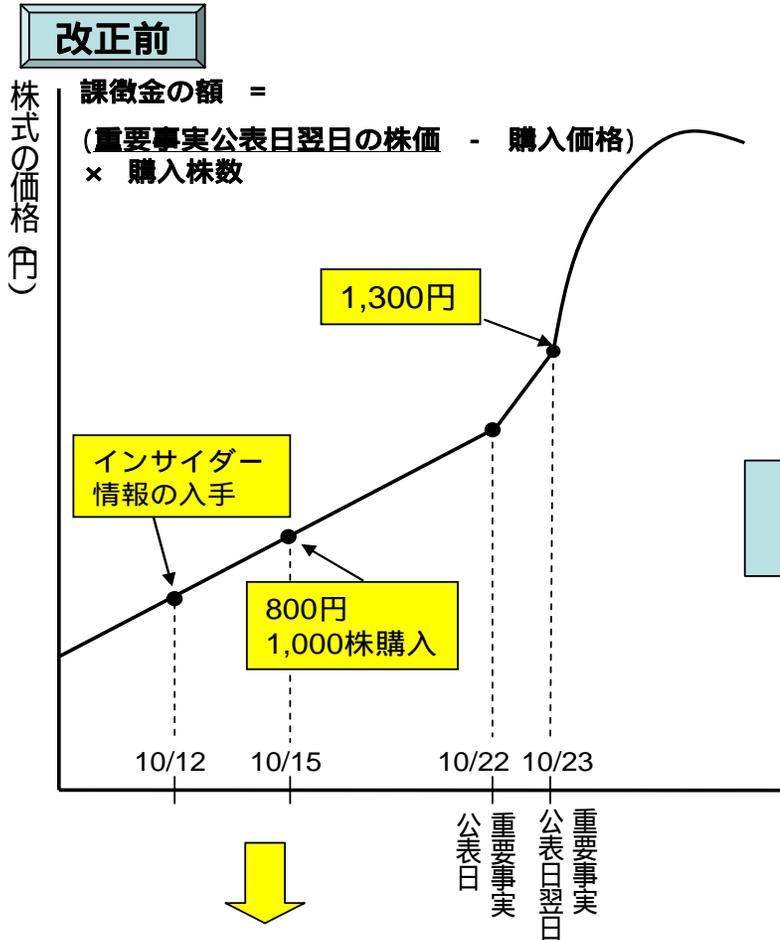
課徴金勧告件数及び課徴金額

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
	合計		不公正取引				開示書類の虚偽記載等	
			内部者取引		相場操縦			
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
H17	4	1,660,000	4	1,660,000	-	-		
H18	14	682,480,000	11	49,150,000	-	-	3	633,330,000
H19	24	106,449,997	16	39,600,000	-	-	8	66,849,997
H20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
H21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
合計	124	3,538,069,992	86	198,790,000	6	13,710,000	32	3,325,569,992

(注) 1. 年度は、当年4月から翌年3月まで。

2. 「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の実施義務違反に関する事例1件を含む。

インサイダー取引に対する課徴金の見直し(平成20年金商法改正)

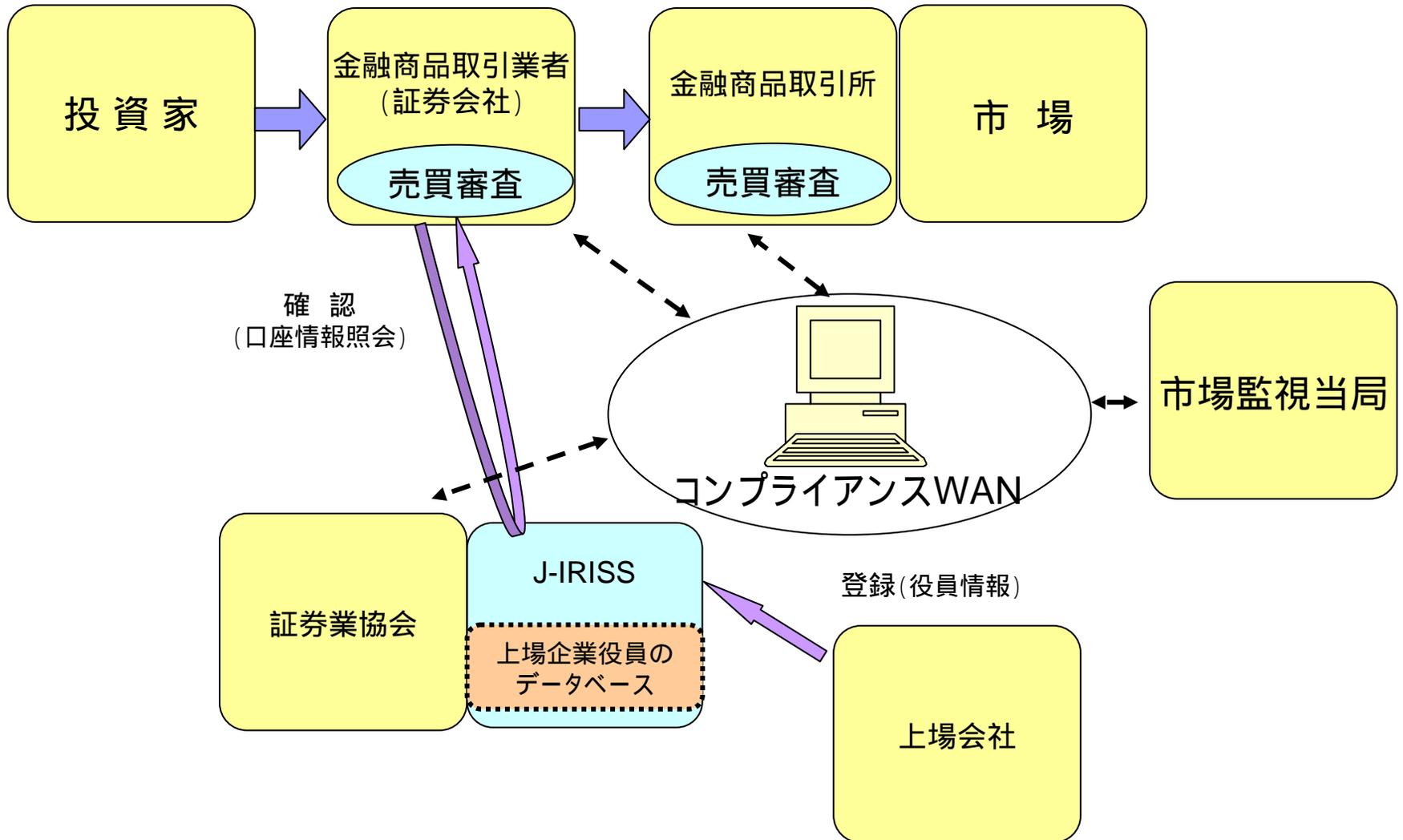


課徴金の額 (1,300 - 800) × 1,000株 = 50万円

課徴金の額 (1800 - 800) × 1,000株 = 100万円

→ 過去の課徴金事案に当てはめると、おおむね改正前の2倍程度の課徴金額

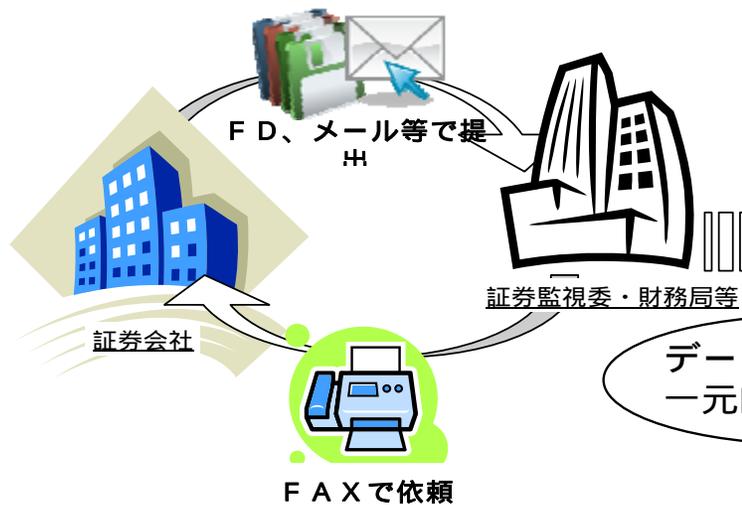
インサイダー取引予防の枠組み



証券監視委・財務局等と証券会社との売買データ授受について

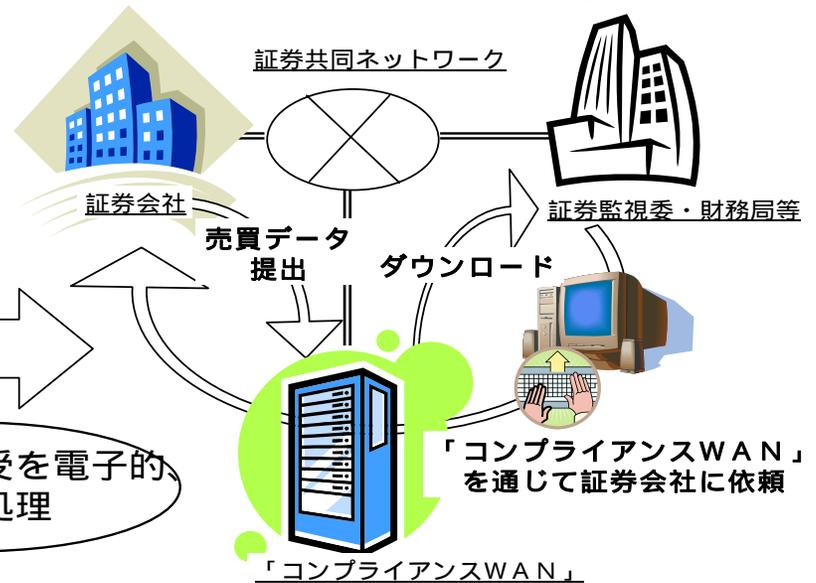
『コンプライアンスWAN』稼動前

平成21年1月25日まで



『コンプライアンスWAN』稼動後

平成21年1月26日以降



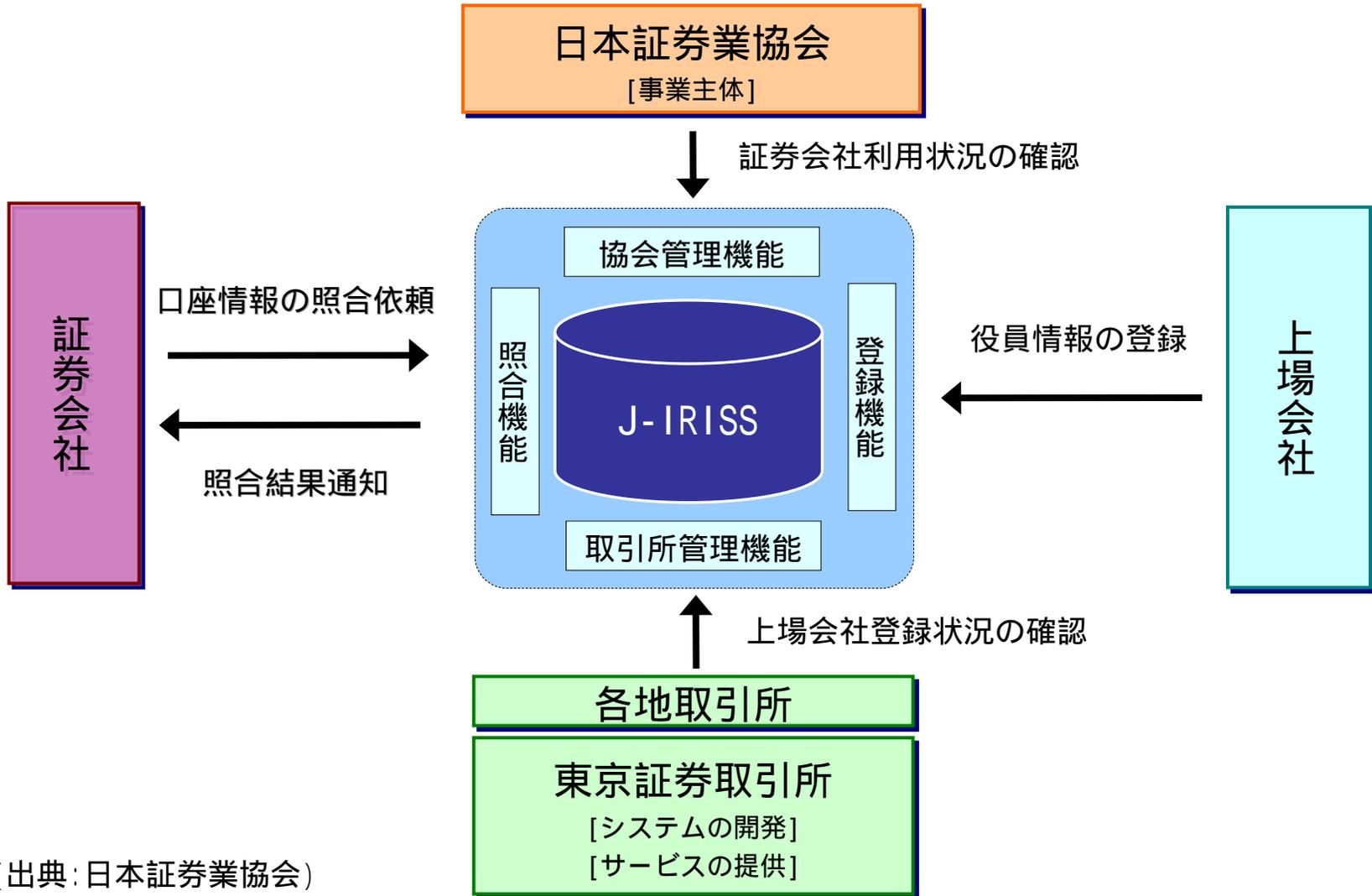
データ授受を電子的、一元的に処理

効果

- ・ データ授受にかかる時間の短縮
- ・ セキュリティレベルの向上

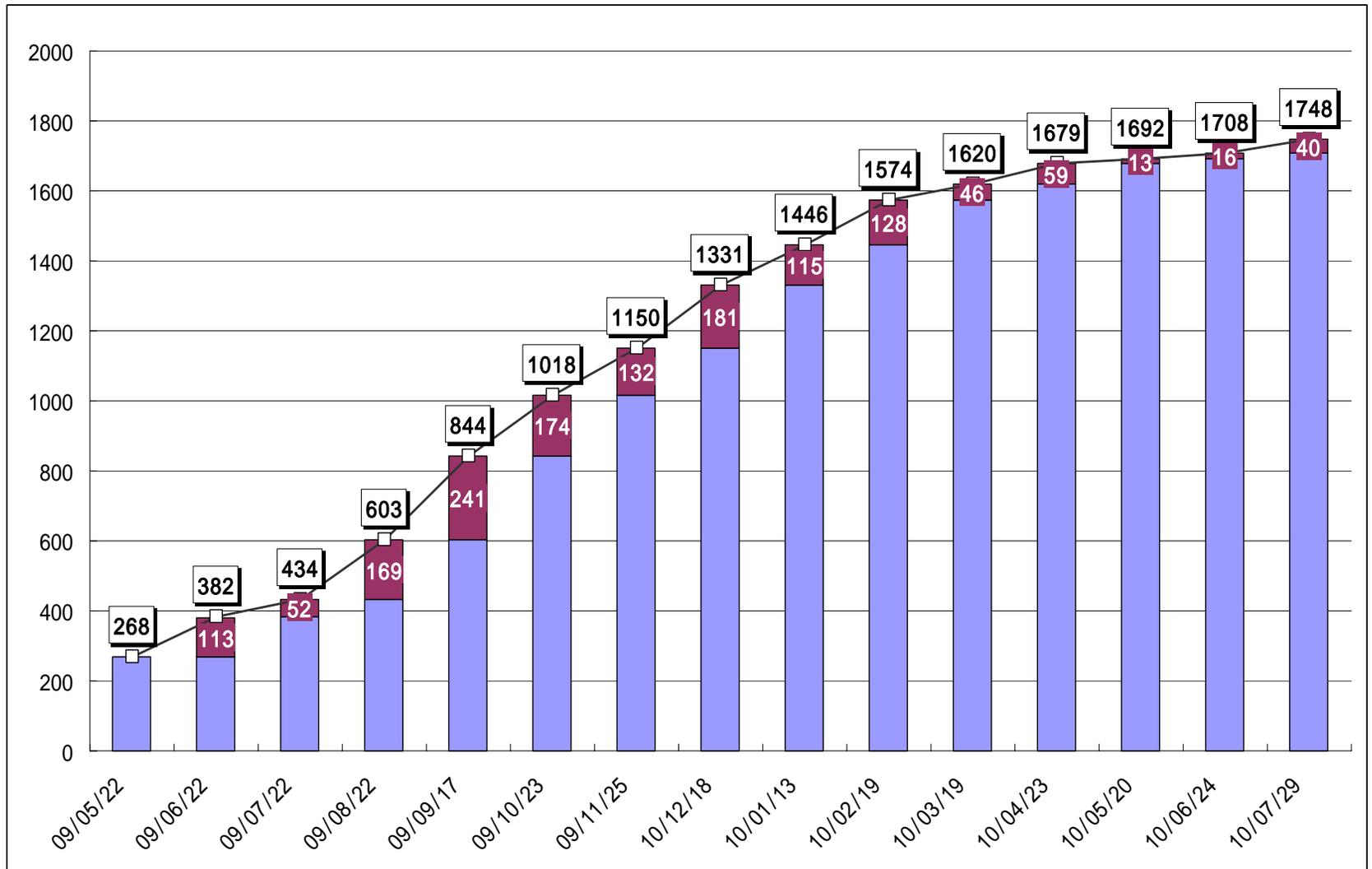
(注) 平成21年6月1日からは「コンプライアンスWAN」の個別メッセージ機能が稼働し、証券会社から売買明細以外のデータ授受が可能になるとともに、証券監視委・財務局等と証券取引所及び日本証券業協会との間でのデータのやり取りも可能となった。

J-IRISSの概要



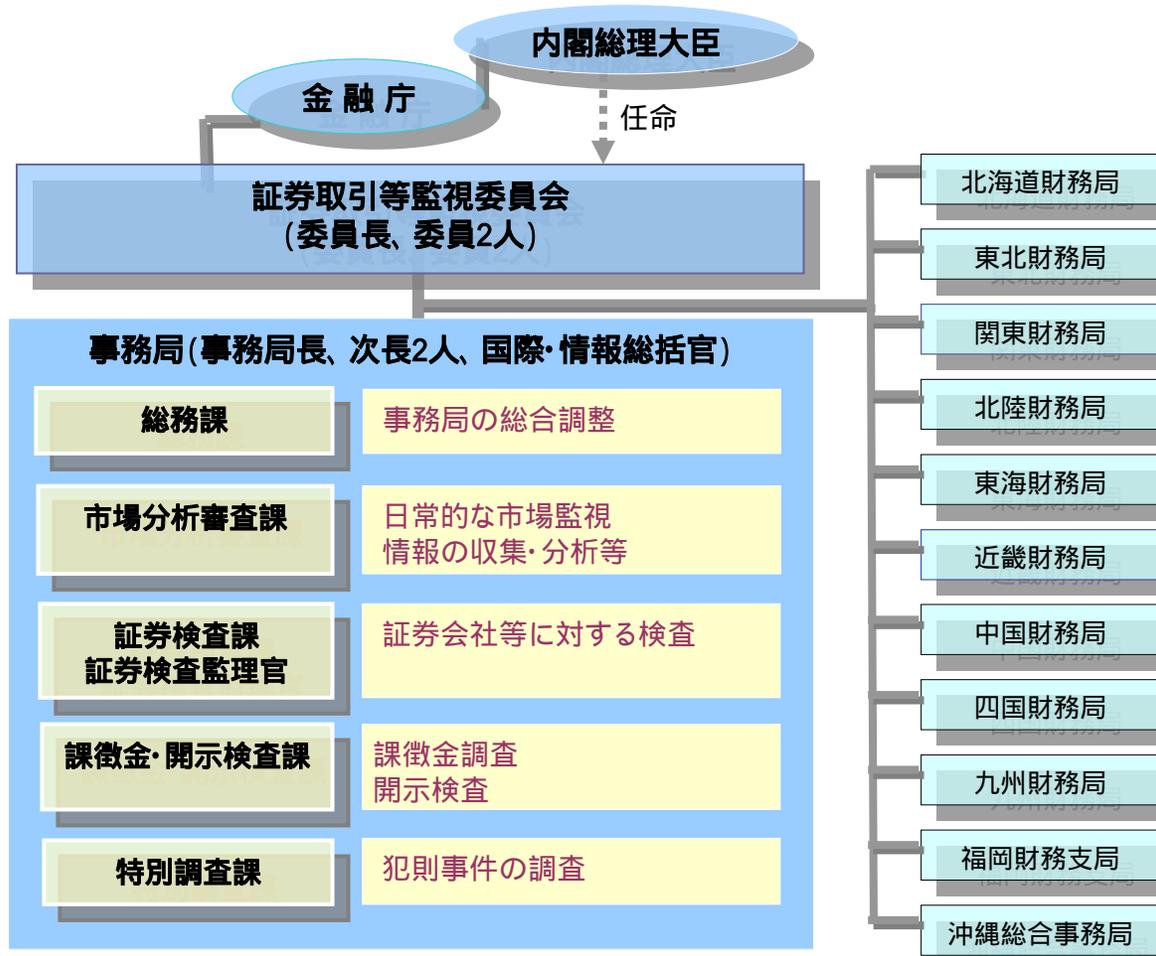
(出典: 日本証券業協会)

J-IRISS参加上場会社の推移



(出典: 日本証券業協会)

証券取引等監視委員会の組織



課徴金勧告・告発の状況

(件)

(事務)年度		H17	H18	H19	H20	H21 (H21.4 ~ H22.3)
区 分						
	課徴金納付命令勧告	9	14	31	32 (15)	53
	開示書類の虚偽記載等事案	0	5	10	12 (5)	10
	相場操縦事案	0	0	0	2 (1)	5
	インサイダー取引事案	9	9	21	18 (9)	38
	告発	11	13	10	13 (4)	17
	開示書類の虚偽記載等事案	4	1	2	4 (2)	4
	風説の流布・偽計事案	1	0	2	2 (0)	3
	相場操縦事案	1	3	4	0 (0)	3
	インサイダー取引事案	5	9	2	7 (2)	7

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 平成20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数

インサイダー事例はなぜ増加？

- 監視委員会における課徴金制度の活用
- 重要事実に関するインサイダー情報につき、
当該会社の内部管理体制の未整備
当該会社の役職員の認識が希薄
- インサイダー情報に接する社外関係者の規律の欠如
報道機関、証券会社社員、信用調査会社社員、
公認会計士、税理士、銀行員など、市場においてより高いモラルが求められる者によるインサイダー事例が目立つ。

インサイダー取引による勧告の分類

(行為主体別・重要事実別)

	20年度	21年度
発行体・公開買付者の 役職員	7	14
契約締結先の役職員	7	3
第一次情報受領者	3	21
合 計	17	38

	20年度	21年度
株式等発行	1	4
合併・株式交換	3	2
業務提携	7	0
会社更生・民事再生	0	8
業務予想値の修 正	3	2
バスケット条項	0	4
その他の重要事 実	0	6
公開買付け	3	12
合 計	17	38

最近のインサイダー事例の傾向

- 1 第1次情報受領者による課徴金勧告件数が増加しており、情報伝達者と第1次情報受領者の関係は、重要事実に関連した取引関係者、親子会社の役員、会社の同僚、友人関係、家族など多様であるが、酒席等の発言など、うっかり伝達事例が目立つ。
- 2 公開買付け実施に係る情報に基づくインサイダー事例が増加している。これは、企業の再編手段として利用されやすくなっていることのほか、検討の初期の段階から相当期間にわたり、多数の関係者が関与すること、利得を得ようとするインセンティブを持ちやすいことなどが考えられる。

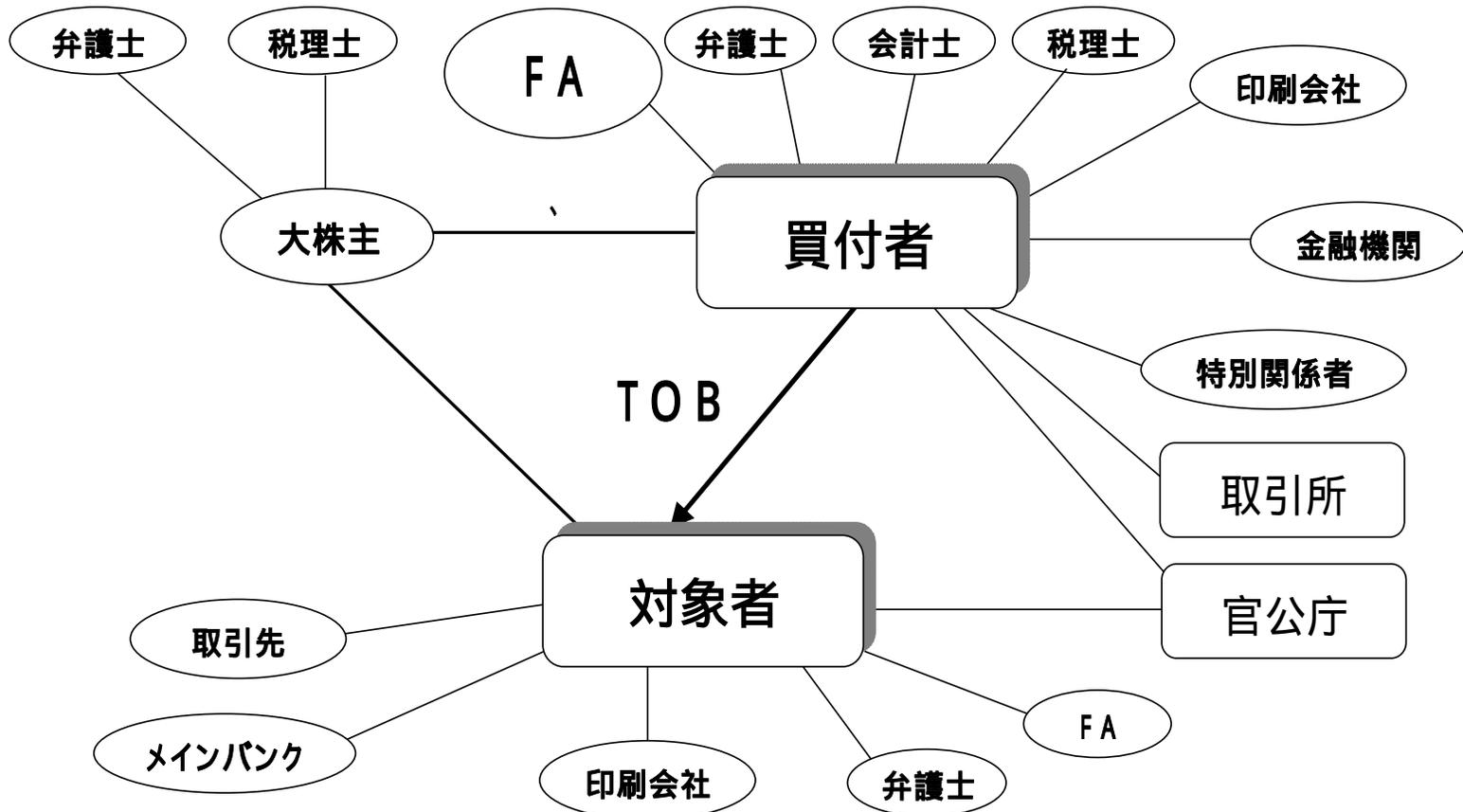
TOBとは？

- Take Over Bid()の略称
- 上場会社の株券等について、取引所外で一定の買付を行う場合に、買付者に買付期間、買付数量、買付価格等をあらかじめ提示することを義務付け、株主に公平に売却の機会を与える制度
- 国内外の市場競争力強化を目的として、経営戦略の一環として定着、増加傾向
- 監視委員会はTOBに関する主要情報の広がりに注目
 - TOB取引の事実
 - 対象者名
 - 買付者名
 - TOB実施時期

公開買付制度とも呼ばれ、米国では、Tender offer と表記されることもある。

TOBを取り巻く関係者

【TOB関係者相関図】



TOB関連のインサイダー取引 未然抑止のための対応策

- インサイダー取引のリスクを軽減し、事前抑止するための対応策として、以下の点を検討することが有益
 - F Aの注意喚起等の役割
 - 情報伝達範囲・内容の限定
 - 情報管理態勢の強化
 - 守秘義務契約締結の奨励
 - 経緯書の内容の充実

TOB関連のインサイダー取引に関する詳細はこちらへ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/torikumi/torikumi.htm>

告発事例(インサイダー取引)

告発日	銘柄名	重要事実	嫌疑者	情報伝達者
18.5.30	アライドテレシス(株)	株式分割	発行会社役員、発行会社役員実子 発行会社役員同居人、発行会社役員同居人の実妹	発行会社役員
18.6.22	(株)ニッポン放送	公開買付に準ずる行為	ファンド中核会社、ファンド実質経営者	公開買付者の幹部ら
18.7.25	(株)西松屋チェーン他4社	株式分割	新聞社社員	
18.8.3	(株)ピーシーデポコーポレーション (株)オー・エー・システムプラザ	株式分割、業務提携、株式発行	発行会社社員	発行会社役員
18.10.20	(株)I M J	株式分割	発行会社顧問	
19.2.5	(株)セイクレスト	株式分割	発行会社役員、会社役員、会社社員	
19.2.26	(株)セイクレスト	業績予想の修正	発行会社社員、会社役員	
19.2.26	(株)セイクレスト	株式分割	発行会社社員の知人	発行会社社員
19.5.29	ホームック(株)、(株)カーマ	株式移転	会社役員	
19.6.4	ホームック(株)	株式移転	会社役員	発行会社役員
19.6.7	(株)伊藤園ほか17社	株式分割	印刷会社社員、印刷会社社員の親族(6名)	
20.3.14	(株)ボッカコーポレーション他4社	公開買付(、)	開示書類印刷会社職員、開示書類印刷会社職員、元職員	開示書類印刷会社職員
20.5.30	三光純薬(株)他3社	株式交換、公開買付	証券会社職員(M&A部門)、左の知人	
20.10.7	(株)L T T バイオファーマ	子会社の異動を伴う株式譲渡	発行会社副会長(子会社社長)	
20.12.5	(株)L T T バイオファーマ	子会社における詐欺行為の発覚(バスケット)	発行会社子会社の取引先社長	発行会社役員
21.2.10	(株)ワークスアプリケーションズ エネサーブ(株)	業績予想の下方修正(、)	Rコンサルタント(発行会社のIRコンサルタント、 発行会社のIR担当役員)	発行会社役員
21.3.27	(株)キャビン	PEFとの業務提携解消	発行会社と同業会社の社長	PEF役員
21.3.31	(株)プロデュース	監視委による粉飾嫌疑での強制調査(バスケット)	発行会社元役員	発行会社職員
21.4.22	ジェイ・ブリッジ(株)	業績予想の下方修正	発行会社常務執行役員	
21.4.27	ジェイ・ブリッジ(株)	業績予想の下方修正、特別損失の計上	発行会社元会長	
21.7.31	日産ディーゼル工業(株)	公開買付	発行会社職員、左記の元夫	発行会社役員
21.10.20	グッドウィル・グループ(株)	子会社化	発行会社子会社前社長	発行会社子会社役員
21.12.15	(株)テレウェイヴ(現:(株)S B R)	業績予想の下方修正	発行会社子会社元役員、左記の知人2名	発行会社職員
21.12.15	中外製薬(株)	公開買付	発行会社職員の知人	発行会社職員
22.3.16	(株)テークスグループ	株式の募集、新株式発行増資の失権(バスケット)	発行会社の実質的経営者	

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為 用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
1	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (営業等従事)	重要事実(株式発行及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	32万円	平成18年2月8日
2	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (経理等従事)	重要事実(株式発行及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	31万円	平成18年2月8日
3	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (業務管理等従事)	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	31万円	平成18年2月8日
4	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年2月1日	利根地下技術 (ジャスダック)	利根地下技術社社員 (管理職)	重要事実(民事再生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	72万円	平成18年2月15日
5	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年4月17日	フジプレアム (ジャスダック)	フジプレアム社役員	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	213万円	平成18年5月9日
6	内部者取引 (証券取引法第175条第7項)	平成18年4月17日	フジプレアム (ジャスダック)	フジプレアム(株)	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知った上記5の役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	42万円	平成18年5月9日
7	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年5月11日	アイネス (東証1部・大証1部)	アイネス社社員 (法務等従事)	重要事実(当期純利益及び配当予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	5万円	平成18年5月26日
8	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年5月24日	日本プラスト (ジャスダック)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(株式発行)を、日本プラスト社との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	82万円	平成18年6月9日
9	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年5月24日	日本プラスト (ジャスダック)	上記8の者からの 第一次情報受領者	重要事実(株式発行)を、上記8の者からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	46万円	平成18年6月9日
10	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年9月14日	パオ (東証2部)	(株)ジー・コミュニケーション	同社役員が、重要事実(株式発行)を、パオ社との間の契約の履行に関して知り、同社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	39万円	平成18年10月2日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為 用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
11	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社社員 (技術開発等従事)	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	17万円	平成18年12月25日
12	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社子会社の役員	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)について、アロカ社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実公表前に売付け。	16万円	平成18年12月25日
13	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社子会社の役員	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)について、アロカ社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実公表前に売付け。	73万円	平成18年12月25日
14	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成19年2月6日	ジャパン建材 (東証1部)	ジャパン建材社社員 (経理等従事)	重要事実(連結当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	4万円	平成19年2月26日
15	内部者取引 (証券取引法第175条第7項)	平成19年3月9日	小松製作所 (東証1部・大証1部)	(株)小松製作所	同社執行役員が重要事実(子会社の解散)を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	4378万円	平成19年3月30日
16	内部者取引 (証券取引法第175条第7項)	平成19年5月8日	大塚家具 (ジャスダック)	(株)大塚家具	同社役員が重要事実(配当予想値の修正)を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	3044万円	平成19年5月29日
17	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成19年6月15日	ダイヤモンドリース (東証1部)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(合併)を、ダイヤモンドリース社との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	20万円	平成19年6月29日
18	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成19年6月15日	UFJセントラルリース (東証1部・名証1部)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(合併)を、UFJセントラルリース社との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	42万円	平成19年6月29日
19	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成19年7月3日	倉元製作所 (ジャスダック)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(業務提携)を、倉元製作所社との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	15万円	平成19年7月13日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為 用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
20	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成19年10月19日	泉州電業 (東証2部・大証2部)	泉州電業社社員 (業務管理等従事)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	4万円	平成19年11月8日
21	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成19年10月19日	泉州電業 (東証2部・大証2部)	泉州電業社社員 (経理等従事)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	58万円	平成19年11月8日
22	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成19年11月2日	カッパ・クリエイト (東証1部)	発行体の契約締結交渉 先の役員からの第一次 情報受領者	重要事実(資本業務提携)について、カッパ・クリエイトの契約締結交渉先の役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	44万円	平成19年11月15日
23	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成19年12月14日	ベルックス (ジャスダック)	公開買付者の従事者か らの第一次情報受領者	KYプランニング(株)が(株)ベルックスの株券を公開買付けすることについて、KYプランニング(株)の業務に従事していた者より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	245万円	平成20年1月11日
24	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成19年12月14日	WDI (ジャスダック)	WDI社社員 (経理等従事)	重要事実(当期純利益、連結経常利益及び連結当期純利益の予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	9万円	平成20年1月11日
25	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年1月22日	サンシティ (東証1部)	サンシティ社役員	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	53万円	平成20年2月6日
26	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成20年1月25日	テクノイト ほか9社	公開買付者の契約締結 先である宝印刷社社員 からの第一次情報受領 者	オーツキ・ストラテジック・インベストメント(株)ほか9社が公開買付けすることについて、その契約締結先である宝印刷社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	167万円	平成20年2月14日
27	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成20年1月25日	天辻鋼球製作所 ほか2社	公開買付者の契約締結 先である宝印刷社社員 からの第一次情報受領 者	日本精工(株)ほか2社が公開買付けすることについて、その契約締結先である宝印刷社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	76万円	平成20年2月14日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為 用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
28	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年2月29日	カッパ・クリエイト (東証1部) ゼンショー (東証1部)	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	26万円	平成20年3月19日
29	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年2月29日	カッパ・クリエイト (東証1部)	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	17万円	平成20年3月19日
30	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年2月29日	カッパ・クリエイト (東証1部)	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	6万円	平成20年3月19日
31	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年3月18日	マーベラスエンター テイメント (東証2部)	新日本監査法人職員 (発行体の契約締結先職員 ・公認会計士)	重要事実(経常利益、当期純利益、連結経常利益及び連結当期純利益の予想値の下方修正)を、マーベラスエンターテイメントとの間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	134万円	平成20年4月9日
32	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	104万円	平成20年5月16日
33	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結交渉先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	27万円	平成20年5月16日
34	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結交渉先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	22万円	平成20年5月16日
35	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	23万円	平成20年5月16日
36	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結交渉先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	16万円	平成20年5月16日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為 用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
37	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結交渉先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	41万円	平成20年5月16日
38	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の契約締結交渉 先の役員からの第一次 情報受領者	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	25万円	平成20年5月16日
39	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月25日	日本電子材料 (東証1部)	日本電子材料社社員 (営業企画等従事)	重要事実(売上高予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	94万円	平成20年5月21日
40	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年7月24日	サンエー・インター ナショナル (東証1部)	サンエー・インター ナショナル社役員	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	1246万円	平成20年8月22日
41	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年10月17日	ヴァリック (ジャスダック)	ヴァリック社役員	重要事実(株式交換)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	34万円	平成20年11月7日
			ラヴィス (ジャスダック)	発行体の 契約締結先役員	重要事実(株式交換)を、ラヴィス社との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。		
42	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年10月17日	ヴァリック (ジャスダック)	ヴァリック社元社員 (予算・財務管理等従事)	重要事実(株式交換)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	5万円	平成20年11月7日
43	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年10月24日	クオール (大証ヘラクレス)	発行体の契約締結先で あるメディセオ・パルタッ クホールディングス社 元社員	重要事実(合併)を、クオール社との間の契約の履行に関して知った他の社員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	118万円	平成20年11月18日
44	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年11月4日	いい生活 (東証マザーズ)	いい生活社社員 (企画営業等従事)	重要事実(売上高予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	2079万円	平成20年11月18日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為 用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
45	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成20年12月12日	レックス・ホールディングス (ジャスダック)	ゴールドマン・サックス 証券社員 (第一次情報受領者)	(株)AP8が(株)レックス・ホールディングスの株券を公開買付けすることについて、AP8社と契約締結交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	23万円	平成21年1月20日
46	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年2月10日	アルテック (東証1部)	アルテック社子会社 社員 (商品販売等従事)	重要事実(連結経常利益予想値の上方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	55万円	平成21年3月10日
47	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年3月12日	東北パイオニア (東証2部)	公開買付者である パイオニア社監査役	パイオニア(株)が東北パイオニア(株)の株券を公開買付けすることについて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	144万円	平成21年3月31日
48	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年3月26日	キャビン (東証1部)	キャビン社役員からの 第一次情報受領者	重要事実(業務提携の解消)を、(株)キャビン役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	1860万円	平成21年4月21日
	公開買付者の契約締結 先であるキャビン社の 役員からの第一次情報 受領者			(株)ファーストリテイリングが(株)キャビンの株券を公開買付けすることについて、(株)ファーストリテイリングとの契約の履行に関して知った(株)キャビンの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。			
49	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年4月17日	ジー・エフ (東証マザーズ)	ジー・エフ社役員	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	170万円	平成21年5月14日
50	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年4月22日	栗本鐵工所 (東証1部・大証1 部)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(強度試験の検査数値等の改ざん)を、栗本鐵工所社との間の契約の履行に関して知った他の社員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	121万円	平成21年5月21日
51	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年5月22日	アルゴ21ほか4社	公開買付者の契約締結 先社員からの第一次情 報受領者 (公認会計士)	キヤノンマーケティングジャパン(株)ほか4社が公開買付けすることについて、同5社との契約の履行若しくは締結の交渉又はその職務に関して知った証券会社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	258万円	平成21年6月23日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為 用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
52	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年6月5日	カブドットコム証券 (東証1部)	公開買付者の契約締結 先であるカブドットコム 証券社員	㈱三菱東京UFJ銀行がカブドットコム証券㈱の株券を公開買付けすることについて、三菱東京UFJ銀行との間の契約の履行に関して知った役員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	44万円	平成21年6月26日
53	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年6月5日	カブドットコム証券 (東証1部)	公開買付者の契約締結 先であるカブドットコム 証券社員からの第一次 情報受領者	㈱三菱東京UFJ銀行がカブドットコム証券㈱の株券を公開買付けすることについて、三菱東京UFJ銀行との間の契約締結先であるカブドットコム証券の社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	38万円	平成21年6月26日
54	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年6月19日	カルピス (東証1部・大証1 部)	発行体の契約締結交渉 先である味の素社社員	重要事実(株式交換)を、カルピス㈱との間の契約の締結の交渉に関して知った他の社員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	39万円	平成22年3月16日
55	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年6月19日	カルピス (東証1部・大証1 部)	カルピス社社員からの 第一次情報受領者	重要事実(株式交換)を、その職務に関して知った、カルピス㈱社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	39万円	平成21年7月7日
56	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年6月25日	アドウェイズ (東証マザーズ)	公開買付けに準ずる行 為の実施者である 伊藤忠商事社社員	伊藤忠商事㈱が㈱アドウェイズの株券を買い集めること(公開買付けに準ずる行為の実施)について、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	141万円	平成21年7月24日
57	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年6月25日	ジー・エフ (東証マザーズ)	ジー・エフ社役員からの 第一次情報受領者	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知った、㈱ジー・エフ役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	40万円	平成21年7月24日
58	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年7月8日	ゼネラル (大証2部)	公開買付者の契約締結 先社員からの第一次情 報受領者	㈱ゼネラルホールディングスがゼネラル㈱の株券を公開買付けすることについて、ゼネラルホールディングス社との契約の履行に関して知った銀行員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	71万円	平成21年8月20日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為 用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
59	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年8月4日	日産ディーゼル 工業 (東証1部)	日産ディーゼル 工業社役員	エヌエー(株)が日産ディーゼル工業(株)の株券を公開買付けすることについて、エヌエー社との契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	20万円	平成21年8月27日
60	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年9月15日	原弘産 (大証2部)	原弘産社役員	重要事実(新株予約権付社債発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け及び買付け。	284万円	平成21年10月7日
61	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年10月23日	リンク・セオリー・ ホールディングス (東証マザーズ)	PwCアドバイザリー社 社員 (公開買付者の 契約締結先社員)	(株)ファーストリテイリングが(株)リンク・セオリー・ホールディングスの株券を公開買付けすることについて、ファーストリテイリングとの契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	129万円	平成21年11月20日
62	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年10月23日	ウィーヴ (ジャスダック)	公開買付者の従事者か らの第一次情報受領者 (税理士)	MCPシナジー1号投資事業有限責任組合(MCPシナジー)が(株)ウィーヴの株券を公開買付けすることについて、MCPシナジーの業務に従事していた者より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	82万円	平成21年11月17日
63	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	61万円	平成21年11月30日
64	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	12万円	平成21年11月30日
65	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	7万円	平成21年11月30日
66	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社 社員からの 第一次情報受領者	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知った、オリエンタル白石(株)社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	41万円	平成21年11月30日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為 用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
67	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社 社員からの 第一次情報受領者	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知った、オリエンタル白石(株)社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	29万円	平成21年11月30日
68	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	発行体の契約締結先 社員からの 第一次情報受領者	オリエンタル白石との契約の履行に関して知った他の会社社員を通じ、職務上知った当該他の会社の従業者から、課徴金納付命令対象者の勤務先の社員が職務上伝達を受けた重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	149万円	平成21年11月30日
69	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	発行体の契約締結先 役員からの 第一次情報受領者	重要事実(更生手続開始の申立て)を、オリエンタル白石との契約の履行に関して知った他の会社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	159万円	平成21年11月30日
70	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年11月20日	フタバ産業 (東証1部・名証1部)	フタバ産業社社員から の 第一次情報受領者	重要事実(過年度決算の過誤の発覚)を、その職務に関して知った、フタバ産業(株)社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	258万円	平成21年12月11日
71	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年12月8日	山崎建設 (ジャスダック)	山崎建設社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	190万円	平成21年12月25日
72	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年12月15日	日本サーボ ほか2社	日立製作所社員からの 第一次情報受領者	日本電産(株)ほか1社が公開買付けすることについて、同社との契約の締結の交渉又はその職務に関して知った日立製作所社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	752万円	平成22年1月13日
73	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年12月15日	アリサカ (ジャスダック)	アリサカ社社員	重要事実(複数年度に亘る不適切な会計処理の判明)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	31万円	平成22年1月21日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為 用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
74	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年12月15日	アリサカ (ジャスダック)	アリサカ社社員	重要事実(複数年度に亘る不適切な会計処理の判明)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	8万円	平成22年1月21日
75	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年12月18日	ベルーナ (東証1部)	ベルーナ社社員	重要事実(経常利益及び当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	29万円	平成22年2月1日
76	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年12月18日	ベルーナ (東証1部)	ベルーナ社社員からの 第一次情報受領者	重要事実(特定商取法に基づく業務停止命令)を、その職務に関して知った、(株)ベルーナ社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	40万円	平成22年1月21日
77	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成21年12月18日	ベルーナ (東証1部)	発行体の契約締結先 社員からの 第一次情報受領者	重要事実(特定商取法に基づく業務停止命令)を、ベルーナとの契約の履行に関して知った他の会社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	43万円	平成22年1月21日
78	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年2月19日	ヤマノホール ディングス (ジャスダック)	ヤマノホールディングス 役員	重要事実(孫会社の異動を伴う株式の譲渡)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	90万円	平成22年3月15日
79	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年2月19日	ヤマノホール ディングス (ジャスダック)	(株)ヤマノネットワーク (第一次情報受領者)	重要事実(孫会社の異動を伴う株式の譲渡)を、その職務に関して知った、ヤマノホールディングス役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	29万円	平成22年3月15日
80	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年2月19日	ヤマノホール ディングス (ジャスダック)	(株)ヤマノビューティ ケミカル (第一次情報受領者)	重要事実(孫会社の異動を伴う株式の譲渡)を、その職務に関して知った、ヤマノホールディングス役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	78万円	平成22年3月15日
81	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年3月5日	日本エル・シー・ エー (東証2部)	日本エル・シー・エー社 役員からの 第一次情報受領者	重要事実(株式及び新株予約権発行)を、その職務に関して知った、日本エル・シー・エー役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け及び売付け。	98万円	平成22年3月31日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為 用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
82	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年3月26日	フェヴリナ (東証マザーズ)	フェヴリナ社監査役	重要事実(経常利益の上方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	15万円	平成22年4月16日
83	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	アーク社員からの 第一次情報受領者	(株)NMCファンド14が南部化成(株)の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の締結の交渉に関して知ったアーク社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	1127万円	平成22年4月16日
84	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	アーク社員からの 第一次情報受領者 (税理士)	(株)NMCファンド14が南部化成(株)の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の締結の交渉に関して知ったアーク社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	14万円	平成22年4月16日
85	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	南部化成社員からの 第一次情報受領者 (信用金庫職員)	(株)NMCファンド14が南部化成(株)の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の履行に関して知った南部化成社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	101万円	平成22年4月16日
86	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	南部化成社員からの 第一次情報受領者	(株)NMCファンド14が南部化成(株)の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の履行に関して知った南部化成社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	85万円	平成22年4月16日

- 1 平成20年法律第65号(平成20年12月12日施行)による改正前のもの
- 2 平成20年法律第65号(平成20年12月12日施行)による改正前のもの及び同号による改正後のもの

不勧告事例について

- 1 継続的に取引を行っている、特定の銘柄を買い急いだ形跡が認められない等、取引が不自然であるとまで断定できなかつたもの
- 2 関係者から直接内部情報を得た事実が確認できなかつた等、情報伝達ルートを特定・解明できなかつたもの

上場企業に期待されること; 内部管理態勢の構築

インサイダー取引防止の前提としての内部管理態勢の構築の必要性

- 情報管理
- タイムリー・ディスクロージャー
- 株取引等に関する規定、規則等の整備
- 職員(含む業務の外部委託先、派遣社員等)のコンプライアンスの徹底:研修等
- 内部管理態勢の実効性の検証:内部監査